

はじめに

男女共同参画は、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重され、一人ひとりが望む幸福追求への道がゆたかに拓かれることを願っています。

あなたは、いま、幸せですか？
あなたの「いま」は、安心できる暮らしの中にありますか？

そんな問いかけを重ねながら男女共同参画の願いは、一人ひとりの暮らしの中からこぼれ落ちる「つぶやき」にココロを寄せています。

一人ひとりの、一つひとつの「つぶやき」には、生活上の課題や困難を複合的に抱える状況が際立ち、性別に焦点を当て一人ひとりの人権の尊重の深化を図る男女共同参画だからこそ「みえる。私たちの社会における制度や慣行の影響が揺らぎます。

これらの「つぶやき」は、どこから？ どうして？ 私たちの中の誰かにやって来るのでしょうか？

個人的なことは、社会的なこと……

この展示は、日々、一隅の誰かのつぶやきから社会のありかたを「見よう。とする男女共同参画の“ココロミ”に基づき企画しました。

今日の私たちの暮らしを取り巻く変化の中で、男女共同参画の願いが、より深くココロを寄せなければならないA～Xの24の「つぶやき」には、「見よう」としなければ「見えない」困難が折り重なっています。これらの「つぶやき」に、私たちの社会は、どのようなまなざしを向け、どのような制度で対応できるのでしょうか？

この展示は、これらの「つぶやき」を「自分事」に寄せて、折り重なる困難を支える制度についてのリサーチを行った“ココロミ”です。


あなたとは異なる立場を生きる誰かの暮らしの中にこぼれ落ちる「つぶやき」は、あなたに何を語りかけるのでしょうか？

そして、あなたは、きっと、A～Xの24の「つぶやき」に男女共同参画マインドによる共感のココロを寄せてくれるでしょう…。

どうぞ、ごゆっくりご覧ください。

● 2017 鹿児島県男女共同参画週間事業

展示
「制度のハザマ」から社会の制度について考えてみる
「ココロミ」で「みる」を「ココロミル」



● ある日突然、妊娠が分かりました… ●

A

正社員として働いています。ずっと、子どもができなかったので、半分あきらめていたけれど、最近、妊娠が分かり、嬉しい反面、責任のあるポジションについてばかりで…。会社に報告したら降格されるかもと、不安です。
妊娠を素直に喜べずにいる自分に戸惑っています。

妊娠・出産を理由にした不利益な取扱いとは違法です

男女雇用機会均等法
妊娠・出産を理由として、事業主が行う解雇等の不利益取扱いが禁止されています。禁止される不利益取扱いの具体的な内容については、指針で示され、降格や不利益な配置の変更等が例示されています。事業主は、妊娠・出産等に関する上司・同僚からの職場でのハラメントの防止措置を講じることが義務付けられています。

B

私は、パートなので、産休・育休はありません。でも、私の給料なしでは、うちの家計は回りません。
子どもがいると分かると、面会で露骨に嫌な顔をされたこともあって…。
ようやく見つけたパートナーなので、やめたくはありませんが、妊娠してから仕方ないです。

産休はどなたでも取得できます

産前休業+産後休業
出産予定日を含めた6週間前(双子以上の場合には14週間前)から請求すれば取得できます。
出産の翌日から原則8週間は就業できません。

C

2人目を妊娠していることが分かりました。2人目となると、お金もかかるので、私もそろそろ動き始めないと経済的にも不安ですが、夫は仕事も忙しく、家事や育児をする時間がとれません。
私ひとりで、家事、育児、仕事と、やっていける自信がもてずいます。

男性の働き方改革もはじまっています

男女共同参画基本計画
国の第4次男女共同参画基本計画では、第1分野に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を掲げ、長時間労働の削減等働き方の見直しや、家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備を進めています。

D

妊娠したと彼に言ったら、連絡がとれなくなりました。
私は地元を離れて一人暮らしをしているので、貯金もほとんどありません。私一人で、産んで大丈夫かとか色々考えて、妊娠が分かってから気持ちがとても不安定です。

ひとりで悩まないで

女性健康支援センター
県では、「女性健康支援センター」を設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する情報提供や相談を行うための相談窓口を設けています。

A	いわゆるマタハラなど妊娠等を理由とする不利益取扱い等経験率 「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラメントに関する実態調査」平成28年 労働政策研究・研修機構	派遣労働者	45.3%	正社員	22.3%
B	未就学児の一人当たり年間子育て費用総額 「インターネットによる子育て費用に関する調査」平成21年度 内閣府		1,043,535 円		
C	6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間1日当たり 「社会生活基本調査」平成23年総務省		67分		
D	未婚のシングルマザー 「国勢調査」平成22年 総務省		13万2052人		

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

内閣府 男女共同参画局ホームページ用語集より
参考：厚生労働省ホームページ / 鹿児島県ホームページ

● 「私」と子育て ●

E

8ヶ月の子どもがいます。泣く理由がわからないことが多くて、離乳食もうまくいきません。保健センターとかで、ニコニコしている他の赤ちゃんを見てると、つらいです。朝から夜まで一人で子どもと居るのは本当にきついです。くずりが激しいので出かけるのも大変です。夫は、夜中に子どもが泣いても、私任せ。妻の仕事だと思っているようです。

妊娠・出産・育児の悩みを相談できます

県では、妊娠・出産・育児に悩みを持つ方の相談を、各保健所、児童相談所、精神保健福祉センター、女性相談センターで受け付けています。

この他、市町村の保健センター等でも相談を受け付けています。また、県こども総合療育センターでは、子どもの心身の発達についての様々な相談に応じています。

F

シングルで子どもを育てています。この前、保育園の手続きの時に知ったのですが、保育料って、同じぐらいの収入で、同じようにシングルで子どもを育てていても、結婚したことがあるかないかで、料金が異なるんですね。どうしてなのかな…。結婚していたかどうかで区別されているんですね。改めて疑問に思いました。

寡婦（夫）控除のみなし適用を実施している自治体もあります

例えば鹿児島市では、ひとり親家庭の生活の安定と子供たちの明るく健やかな成長を図るため、婚姻の有無に関わらず、同様に支援することが必要であると考え、保育料などひとり親家庭の子育て支援につながる事業において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。

G

私は正社員で働いています。小1の子の児童クラブは18時のお迎え。毎日、お迎えに間に合うように必死。子どもが「学校イヤ」と言うことがあっても、じっくりと話を聞く時間がなくて、無理をさせています。元にも育児の負担をお願いしたけど、会社は子どものために定時で退社できる雰囲気ではありません。仕事と育児の両立がしんどいです。

会員同士で支え合うファミリー・サポート・センターがあります

地域において、「育児」の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、会員同士で支え合う組織です。

「学童保育終了後、子どもを預かってほしい」等、援助を行う会員の自宅子どもを預かってもらうことができます。平成29年6月末現在県内17市町で設置・運営されています。

H

育児休業から復帰して一年たちました。通勤に片道一時間。毎日、仕事と生活と頑張っているつもりですが、体力的にも精神的にもいつまで続くか…。短時間勤務を利用したけど、結局は時間通りに退社せず、半年で通常勤務に戻しました。「女性活躍」ですか？私の実感では、まだまだ、仕事か家庭の責任か、どちらかを選ぶことを迫られていると感じます。

自らの希望により働き又は働こうとするすべての女性を応援しています

県では、本計画の重点目標に「働く女性が能力を發揮していきいきと活躍できる環境づくり」と「男女が共に働きやすい環境づくり」を掲げ、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮し、男女がともに安心していきいきと働くことができる「鹿児島県の実現を掲げています。

具体的な子育ての負担・不安は「子育ての精神的疲れ」

(0～15歳の子どもがいる) 女性 40.4% 男性 14.8%

「人口減少社会に関する意識調査」平成27年度 厚生労働省

母子世帯の平均年間就労収入(平成22年平均) 181万円

「全国母子世帯等調査結果報告」平成23年度 厚生労働省

「男性の育児休業の取得推進」に「取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない」事業所 39.5%

「女性活躍推進に関する企業実態調査報告書」平成28年度 鹿児島県

「出産・育児」による離職者数 女性 約1万4千人

「雇用動向調査」2015年(年次) 厚生労働省

「小1の壁」

「小1の壁」とは、保育所と比べると放課後児童クラブの閉所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となることです。

放課後児童クラブ 平日18時半以降も開所の割合 51.8%
(うち19時まで開所の割合 85.9%)

「平成27年版少子化社会対策白書」内閣府
平成28年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

参考：鹿児島県ホームページ / 鹿児島市ホームページ

● 介護がはじまりました… ●

I

一人暮らしの父が足を大げに。退院したけど、一番の悩みは日々の買い物。住まいは山村ですが、今は自転車にしか乗れなくて。父は75歳。病院では、要介護の認定を受けるほどの状態ではないと言われました。今の状態でも役所とかに相談していいのかわからなくて、困っています。

日常生活のサポートを相談できます

要介護の認定を受けていなくても、高齢者の日常生活を支えるサービスについて、お近くの民生委員、市町村の福祉や介護の担当課、地域包括支援センターなどに相談できます。

J

実家の母から、父の介護が大変になってきたと相談されました。母も最近は認知症かな？と感じることもあって。今は実家を出ていて、正社員で働いています。勤務時間も長く、母をサポートする余裕はありません。今後を考えると、パートの仕事に変わって、実家に帰ろうかと本気で考え始めています。

仕事と介護の両立を支える制度があります

雇用されている人は、申し出により介護休業を取得できます。なお、有期雇用労働者については、一定の要件を満たせば取得できます。この他、介護休暇や勤務時間の短縮、時間外労働や深夜業を制限する措置等の制度もあります。

K

母の認知症が進み、施設入所を希望しているけど、なかなか空きがありません。私はパートの仕事もあるし、子どもは小学2年生。きょうだいは実家に近い私頼みで、介護をあまり手伝わってもらえません…。最近、母や子どものことで急ぐ休むことがあるので、仕事の契約、更新してもらえないかもれません。

介護休業等を理由にする不利益な取扱いは禁止されています

介護休業等を理由に、正社員からパートタイマーになるよう強要したり、退職を強要することは禁止されています。事業主は、上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることが義務付けられています。

L

夫の父の介護を自宅ですることになりました。ヘルパーさんの助けをもらっているけど、心から休める時間はほとんどありません。夫は、家事も介護も私がするのが当たり前だと思っているようです。他にもいる思っていることもあるけど、話を聞いてもらえる人があまりいません。

介護のひとりだけで悩まないで

県では、男女共同参画センターに、家庭の悩みなどの相談窓口を設置しています。また、お近くの市町村の福祉や介護の担当課、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどに相談できます。

「高齢期の一人暮らしへの不安を感じる」 40歳以上の約8割

「高齢社会に関する意識調査」厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 平成28年

介護・看護を理由とした離職者 女性7万人 男性2万人

「男女共同参画白書 平成29年版」内閣府

ダブルケア(育児と介護を行っている)を行う者の推計人口 女性約17万人 男性約8万人

「平成27年度 育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」内閣府

家庭での夫婦の役割分担「介護・看護」妻 57.0% 夫 2.6% 夫と妻が分担 36.3%

「介護・看護」の回答者のうち「該当なし」と「無回答」を除いた割合
「男女共同参画に関する県民意識調査」平成28年度鹿児島県

一人で育児と介護を同時に担う「ダブルケア」

内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」(平成28年)において実施したインターネットモニター調査により、ダブルケア(※)に直面する前に就業していた者について、ダブルケアが就業に与えた影響を見ると、「業務量や労働時間を変えなくてすんだ」者は、男性で約半数であるのに対し、女性では約3割にとどまっている。一方、「業務量や労働時間を減らした」者は、男性で約2割(うち無職になった者が2.6%)、女性では約4割(うち無職になった者が17.5%)となっており、ダブルケアに直面した場合の就業への影響は、女性で大きくなっている。

※「ダブルケア」は、子育て(子及び孫、いずれも小学生以下を含む)と介護(親及び祖父母)を同時に行う者を集計。

「男女共同参画白書 平成28年版」より

参考：鹿児島県ホームページ

● 離婚することになりました ●

M

天に離婚したいと言われました。子どもは私と暮らすつもりです。
一番の悩みは経済的なことです。今よりも待遇のいい仕事が見つかるわけでもない。
離婚には納得していますが、生活がどうなっていくのか、今は想像できなくて不安です。

N

離婚するつもりで、子どもを連れて別居しました。
でも、なかなか夫が離婚に応じてくれず困っています。
いろいろな福祉の手当ても、離婚しないと手続きできないですよね？
この中途半端な状態をどうにかしたいのですが、弁護士さんとか頼む余裕はないし・・・。

O

離婚届を出しました。
私たちには子どもはいません。まず仕事を見つけたい。30代半ばだから、再就職は結構大変そうです。
アパートは引き払うので、住まいも・・・。
公営住宅は単身では入れませんよね。とりあえず、実家に身を寄せます。
納得して決めたことだけど、やっぱり不安でいっぱいです。

P

離婚して父子家庭になりました。
離婚前、夫婦共働きでやっと生活できていたので、自分一人の収入では結構厳しいです。
でも児童扶養手当は所得制限で受給していません。十分な収入の仕事は、勤務時間も長くなります。
また、子どもが8歳なので、せめて18時までには帰宅できる仕事じゃないと生活が回りません。

ひとり親家庭の自立を支える様々な支援があります

各種手当のほか、保育所等の優先利用など、さまざまな子育て・生活支援、就業支援、経済的支援があります。
これらの支援は市町村の福祉担当課が窓口になっており、その対象は、父子家庭にも拡大されつつあります。

ひとり親家庭の自立支援策

離婚には協議離婚のほか調停離婚等の裁判離婚があります

県では、男女共同参画センターに相談窓口を設置しています。一般相談で明らかになった問題について弁護士がアドバイスする専門相談があります。
また、法的トラブルの相談窓口として国が設立した「法テラス」もあります。
※裁判離婚には、判決離婚、調停離婚、審判離婚等があります。

法律相談

生活の困りごとや不安などを抱えている方はどなたでも相談できます

県では、生活困窮者自立支援制度に基づき、相談対応を行い、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う「くらし・しごとサポートセンター」を、県内の9か所に設置しました。
また、市町村の福祉担当課での相談もできます。

生活困窮者自立支援制度

ひとり親家庭等への世帯や実情に応じたきめ細やかな支援が進められています

国の第4次男女共同参画基本計画では、第8分野に「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」として、実情に応じた就業支援や子育てや生活・健康に関する支援など、ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくりを進めています。

男女共同参画基本計画

M 母子世帯のうち **37.5%** が年間所得額 **200万円未満**
「国民生活基礎調査」平成28年厚生労働省

N 離婚総数22万6215件のうち、**約3割**が同居期間**5年未満**
「人口動態調査」平成27年厚生労働省

O 「結婚」で仕事を辞めた **女性 約10万9100人** **男性 約500人**
「雇用動向調査」平成27年厚生労働省

P 父子世帯になったことを契機とした父の転職 **転職した 24.0%**
仕事を变えた理由「その他」を除き「**労働時間があわない**」が**20.9%**で多くなっている
「全国母子世帯等調査」平成23年度厚生労働省

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置されました。

働かなくても働けない、住む所がない、など、相談窓口で一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

参考：「ひとり親家庭等の支援について」平成29年4月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 内閣府男女共同参画局ホームページ / 鹿児島県ホームページ

● 私が望んでいることは、ぜいたくなことなのでしょうか… ●

Q

7年間、同じ飲食店でアルバイトをしています。「社員にならないか？」と誘われたりもしたけれど、社員さんを見てるとサービス残業が多くて大変そうだし…、それなりに給料ももらっているしと、ずっと断ってきました。
がなくなった今、社員になっておけば、手術や治療のために休みがとれたんじゃないかな？と後悔しています…。

R

うまれてすぐに手術が必要になった子どもと共に、入院、通院、リハビリ、母子入園と通園、施設や学校への送迎、付き添い等々、働き続けることは無理でした。
今も、いつケアが必要になるかわからないので、待機しています。
自分の時間はほとんどなく、ゆっくり眠ることも難しいです。

S

子どもに障がいがあるので、将来に向けて少しでも多くお金を残せればなあ、働きたいと考えています。
でも、お世話になっているいるんな所で「お母さんがきて当たり前」みたいな雰囲気がある…。土日の行事、平日の療育への通所等々、夫には期待できないし…。なかなかやりくりし難いそうだなあと思ったし…。
…、それでも、新聞の求人広告を見て、働いてみたいなあ、考えたりしています。

T

障がいのある息子と二人暮らしです。
私自身も高齢で、だんだん障がいのある息子の介助がきつくなってきました。
息子と二人で入れる施設で、暮らしたいという望みがあるのですが、なかなか難しいようです。

病気を抱える労働者の92.5%が就労継続を希望しています

病気に伴い退職した人(転職含む)の割合

非正規雇用 **25.0%** 正規雇用 **14.2%**

治療と仕事の両立が「できている」とした人の割合

非正規雇用 **44.9%** 正規雇用 **51.6%**

平成25年度厚生労働省委託事業
治療と職業生活の両立への支援対策事業 調査結果

医療的ケア児の約6割が直近3ヶ月で在宅での障害福祉サービス等を利用していません

医療的ケアが必要な子どもの主な介護者
「母」 **95.7%** 「父」 **2.8%**

主な介護者の負担感については、「介護、見守りのための時間的拘束に係る負担」について「負担がある」「やや負担がある」と答えた者が約8割と最も高くなっています。
また、睡眠時間の取り方については、約4分の1の介護者が「断続的」としている状況。
平成27年度厚生労働省障害者支援状況等調査研究事業報告書「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」

在宅で生活している障害児数約21.5万人(推計値)

13歳未満の在宅で生活している障害児数
身体障害のある児童 **7.3万人**
知的障害のある児童 **15.2万人**
18歳未満人口(約2034万)の**1.1%**

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
を開催し地域共生社会の実現に向けて動き始めています！

在宅で暮らし障害のある人の約9割が両親による介護で支えられている

2010年12月きょうせん「家族の介護状況と負担についての緊急調査」より

介護者の64%を占めているのは母親で、そのうち60歳以上が49%を占めています。母親が高齢になっても、障害のある子どもの介護負担を課せられていることが分かります。

また、同団体が2016年5月に報告した「障害のある人の地域生活実態調査」結果によると、障害のある人の81.6%が、相対的貧困以下の生活状況にあり、経済的負担と暮らしの支えを「家族に依存」せざるを得ない生活実態が明らかになりました。

きょうせんは、成人期の障害のある人たちが、地域で働く・活動する・生活することを応援する事業所の全国組織です。

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになっている。

また、今後は、地方圏・中山間地域を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来の縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想される。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らしすることのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

参考資料：「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 第1回資料

● わたし、モヤモヤしています ●

U

30歳になりました。職場の先輩、親や親せき、友達…。どこへ行っても、「そろそろ結婚した方がいいよ〜」とか、「仕事ばかりじゃつまらないよ〜」とか、「女子力低いんじゃない?」等々…。
結婚していないことに対して、いろんな人に、いろいろと言われるのがいやで、最近、あんまり人と会いたくありません。

V

就活に失敗して、ずっと派遣やアルバイト。そして今は周りからのプレッシャーで婚活中。
「就活」失敗。「婚活」うまくいかず…。私って、ほんとダメな人間だなあ。と落ち込みます。
みんながしてるから仕事して、結婚して、子ども産んで…。
私、本当はどうしたいんだろうって、ふと思うことがあります。

W

「若いんだからどこでも働けるでしょう」「仕事を選びすぎるんじゃない?」求職中の私に向けられる言葉…。相手は冗談のように言ったりするので、その場では笑ってごまかしますが、地味に傷つきます。
前職の過労がたたって、うつ病と診断され、医師からは、焦らず仕事を探そうと言われてます。私なんて、このままだけなりました方が案外あって、思う時もあります…。

X

「私の老後は、よろしくね」、70歳を目前にした母の口癖です。
私はもちろん、そのつもりなんです…。
なんか、最近、給料日のたびに「私の老後は、よろしくね」という母の言葉が頭に浮かび…重たく感じます。私ひとりが暮らしていくのが、いっぱいいっぱい給料で、貯金など全然できません。

20代・30代の結婚観の現状

独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成27年度に実施した「若者の結婚観・子育て観等に関する調査」

「早く結婚したい」「結婚したくない」



「交際中」の人で、結婚していない理由として「経済的に難しい」を挙げる人は6割を超えている。

若者の意識の国際比較

内閣府が平成25年に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」において、自分についてのイメージを聞いたところ「私は、自分自身に満足している」で「そう思う」と回答した若者(13歳〜29歳)の割合が最も低い国が日本で7.5%。最も高い国がアメリカで46.2%。

同調査で、日本の若者に結婚した方がよい理由を聞いたところ、他国よりも「親を安心させたり周囲の期待にこたえられる」(30.9%)の割合が高くなっている。

15歳〜39歳の死因1位「自殺」

平成29年版の自殺対策白書によると、警察庁の自殺統計原票を集計した結果では、年間の自殺者数は平成15年の3万4427人をピークに減少し、平成28年は2万1897人と22年ぶりに2万2000人を割りました。

しかし、15歳〜39歳の死因は「自殺」が最も多く、白書では「若い世代の自殺は深刻な状況にある」としています。

ひとり暮らしの平均生活費 1か月 158,911円

総務省「家計調査年報(家計収支編)―平成28年家計の概要―」

国税庁の平成27年分「民間給与実態統計調査」によると1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たりの平均給与は…



正規雇用 男性 539万円 女性 367万円
非正規雇用 男性 226万円 女性 147万円

若者にとっての 人とのつながり

人は、出生から乳幼児期、学童期、思春期を経て、青年期、成人期といった段階を社会と関わりながら過ごしていく。家族、近所の人たち、学校、部活・サークル、会社、結婚して築く家庭、共通の趣味を持つ仲間など、ライフサイクルの各段階に応じて、人は様々な集団に属したり離れたり、新たに形成したりしてその時期を過ごす。日常生活を送るとき、自分自身について考えるとき、新しい挑戦をするとき、何か困難を乗り越えようとするときなど、人生のあらゆる場面において、常に人は他者とのつながり、助け合っており、他者とのつながりの中で生きていく。

とりわけ、進学・就職などのライフステージの移行時やそれに伴う環境の変化の中で様々な問題に直面する若者にとって、家庭、学校、地域等における「人とのつながりのありよう」は、若者自身が社会的な成長を遂げ自立していく上で大きな影響を与える要素と考えられる。

一方で、若者の中には、学校や職場などの集団の中で人間関係がうまく築けなかったり、維持できなくなったことをきっかけとして、不登校、ひきこもりなどの状況にある者や、目立った困難を抱えているようには見えない若者であっても、周囲と十分なコミュニケーションが取れずに孤立し、または、心を閉ざし悩むなどを相談できる相手がいなかったり、これらの者は、自分ひとりで悩みを抱え込む状況が続くことにより、様々な問題を複合的に抱えた状態に陥ることが懸念される。

「平成29年版 子供・若者白書」内閣府

おわりに

あなたは、いま、幸せですか?
あなたの「いま」は、安心できる暮らしの中にありますか?

この展示の「ココロミ」の過程で、私たちは、暮らしを支えるための様々な制度があること、不安を抱える中で、自分の状況に合った制度と出会うことは、一人ではとても難しいこと、制度の狭間に置き去りにされる困難があること等多くのことに気づきました。

特に、Q〜Xの「つづやき」に応える制度との出会いは難しく、改めて、生活上の困難や課題を複合的に抱える人を支える共助のしくみの必要性を思いました。

そして何より、自分とは異なる立場を生きる誰かの「つづやき」に「自分事」としてココロを寄せることから生まれる共感のちからへの実感はゆたかな収穫でした。

あなたに、もし…何かしらの不安や悩みがあるならば、…

一人で抱え込まないでください! きっと、あなたの近くにも信頼できる誰かが居てくれるはず…。

自分の状況について話してみよう。つづやいてみよう。

そこに生まれる共感のちから、「開わり合い」のちからが、あなたの暮らしの日々をゆたかに紡いでくれるでしょう。

そして、あなたも、いつか、誰かの「つづやき」にココロを寄せてくだされば…。

「性別」に焦点を当て一人ひとりの人権の尊重の深化を図る男女共同参画は、「見よう」としなければ「見えない」困難や課題を掘り出し、共感、「開わり合い」のちからを培い、すべての人の幸せと暮らしの安心を願い続けています。

あなたの暮らしの中からこぼれ落ちる「つづやき」が豊かでありま

すように…。

最後までご覧いただき、そして、「つづやき」にココロを寄せてくださり、本当にありがとうございました。